証券コード：3419
（発送日）2025年１月９日
（電子提供措置の開始日）2025年１月７日

株主各位

東京都江東区福住一丁目８番８号
アートグリーン株式会社
代表取締役社長　田中　豊

第33回定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載してありますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://www.artgreen.co.jp
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」「第33回定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

名古屋証券取引所ウェブサイト　https://www.nse.or.jp
（上記名証ウェブサイトにアクセスいただき、メニューから「上場銘柄情報」「上場会社検索」を順に選択いただき「銘柄名」に「アートグリーン」又は「コード」に当社証券コード「3419」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年１月28日（火曜日）午後６時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2025年１月29日（水曜日）　午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております。）

２．場　　所　　江東区文化センター　大研修室
東京都江東区東陽四丁目11番３号
（　末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第33期（2023年11月１日から2024年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第33期（2023年11月１日から2024年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　　取締役８名選任の件

第２号議案　　監査役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の第33回定時株主総会議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び名証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

事　業　報　告

（自2023年11月１日　至2024年10月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、物価高や為替変動の影響が続く状況の中、コロナ禍からの経済活動の正常化が進み、インバウンド需要も拡大してきたことから緩やかな回復基調となりました。一方でウクライナ情勢の長期化や中東情勢による地政学リスク、中国経済の成長鈍化等、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

花き業界においては、東京都中央卸売市場の市場統計情報によると、2023年11月から2024年10月までの、らん鉢ファレノプシス類（胡蝶蘭）の取扱金額は3,463百万円（前年同期比6.10％減）、数量では629千鉢（前年同期比10.39％減）と、いずれも前年同期比微減したものの、平均単価は前年同期比4.79％と微増傾向で推移いたしました。

このような事業環境の中、フラワービジネス支援事業は、主力である法人贈答用胡蝶蘭の新規顧客開拓及び既存顧客に対する販売促進並びにオフィス緑化等の提案に注力いたしました。ナーセリー支援事業におきましては、新規顧客開拓及び当社オリジナル園芸資材の販売促進に注力いたしました。フューネラル事業は、新規顧客開拓及び既存顧客に対する販売促進に注力し、売上高は堅調に推移いたしました。一方で、全体としましては、人材不足の深刻化に加え、物流費や物価上昇に合わせた人件費の上昇及び新規事業に向けた優秀な人材の確保や早期育成のための教育研修費や福利厚生費等が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,516,799千円（前連結会計年度比1.3％増）、営業利益は38,891千円（前連結会計年度比143.8％増）、経常利益は36,660千円（前連結会計年度比170.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14,072千円（前連結会計年度は57千円）となりました。

なお、当社の事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業について記載しております。

（フラワービジネス支援事業）

フラワービジネス支援事業につきましては、主力である法人贈答用胡蝶蘭の新規顧客開拓及び既存顧客への販売促進に注力いたしました。各企業ＥＳＧやＳＤＧｓの観点から、オフィス環境の改善及び快適化に向けた取り組みへの意識が非常に高まっており、オフィス緑化案件も増加いたしました。

以上の結果、フラワービジネス支援事業の売上高は1,673,672千円（前連結会計年度比0.3%増）となりました。

（ナーセリー支援事業）

ナーセリー支援事業につきましては、新規顧客開拓と当社オリジナル園芸資材の販売強化に注力しました。また、園芸資材の原材料やエネルギー価格の高騰等による生産コストの上昇が続くことから、胡蝶蘭苗及び各種園芸資材の販売単価の値上げ等も慎重に進めました。

以上の結果、ナーセリー支援事業の売上高は572,395千円（前連結会計年度比6.5%減）となりました。

（フューネラル事業）

フューネラル事業につきましては、新規顧客開拓及び既存顧客への販売促進に注力いたしました。

葬儀業界全体の環境としましては、大都市圏を中心に家族葬や密葬、葬儀の小型化による葬祭規模の縮小化が増加しており、全国的に葬儀規模は縮小傾向で進んでいくと考えられますが、葬儀件数は増加するものと推計されており、葬儀単価も持ち直し傾向にあります。

そのような中、当社といたしましては既存顧客のニーズに合わせた商品の提案とサービスの提供に注力するとともに、新規顧客開拓を順調に進められたことから売上高は堅調に推移いたしました。

以上の結果、フューネラル事業の売上高は270,731千円（前連結会計年度比32.8%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は16,688千円であり、その主なものは、データ連携ツール3,840千円、除湿器2,428千円、Head office電話設備一式1,207千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金として、金融機関より長期借入金300,000千円の資金調達及び230,202千円の返済を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが所属する花き業界は、婚礼及び葬儀の1件当たりの単価の下落など市場規模が微減の傾向にあると伴に、資源価格の高騰や円安による原材料等の仕入れ価格上昇など、当社グループの経営環境は引き続き厳しいものと考えております。一方で、カーボンニュートラルをはじめとする環境保全の意識が高まる中、植物が果たす機能も注目され、花き業界が担う役割も一層深まっていくものと考えております。このような状況下、当社グループは主力のフラワービジネス支援事業を中心に既存事業のさらなる拡大を図っていくとともに、その周辺事業を通じての環境保全等、新たな取り組みを加速させていく為に、次のような課題に取り組んでまいります。

① 収益基盤の強化

当社は胡蝶蘭の苗を輸入し、生産者へ提供することにより、ナーセリー支援事業において生産分野にも進出しております。一方で、当社は仲卸業者として、市場からのセリにより胡蝶蘭をはじめとした生花を仕入れることができるうえ、小売店と同じ付加価値をもってエンドユーザーに配達する仕組みも有しております。このように当社は花き業界においてワンストップサービスが行える強みを活かし、事業の拡大を図るとともに、花き市場におけるプライスリーダーの地位を確保すべく、攻めの経営を行ってまいります。

② 優秀な人材の確保と育成、社内管理体制の強化

当社グループの事業は、労働集約型事業であり、花き分野における高い技量や経験を有し、高度な商品知識をもった人材が不可欠であります。したがって、優秀な人材の確保に努めるとともに、人材育成の強化、人材の適正配置を行うなど、教育環境や労働環境を整備し社員の定着を図るとともに事業に対する取り組み意欲の向上を促進すべく、体制を強化してまいります。

また、事業の拡大とともに、管理部門の強化やダブルチェック体制を基本とした社内体制の強化を図ってまいります。

③ 営業体制の強化（顧客基盤の拡大）

営業部門の体制を再構築し、売上増を目指すとともに、新規顧客の獲得を積極的に行ってまいります。そのために、営業部門の要員を増員するとともに、人材教育を強化し、その体制を強化してまいります。

④ 環境保全に関する取り組みの強化

胡蝶蘭をはじめとする商品には、植物以外に、鉢など様々部材で構成されておりますが、当社グループが取り扱う商品について、使用済みの胡蝶蘭鉢植えの回収サービスを展開しております。また、プラスチックなどに使用される石油由来樹脂を削減した部材や、再利用が可能な部材に替えていくなど、環境保全に取り組んでいく社内体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第30期 (2021年10月期)	第31期 (2022年10月期)	第32期 (2023年10月期)	第33期 (当連結会計年度) (2024年10月期)
売上高（千円）	2,073,210	2,295,786	2,484,559	2,516,799
経常利益（千円）	33,350	68,132	13,565	36,660
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	15,009	40,436	57	14,072
1株当たり当期純利益（円）	13.22	35.60	0.05	12.01
総資産（千円）	1,146,749	1,297,705	1,250,223	1,353,502
純資産（千円）	462,642	501,796	507,279	521,698
1株当たり純資産額（円）	407.34	441.51	433.07	445.38

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第31期連結会計年度の期首から適用しており、第31期連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第30期 (2021年10月期)	第31期 (2022年10月期)	第32期 (2023年10月期)	第33期 (当事業年度) (2024年10月期)
売上高（千円）	2,065,905	2,289,933	2,480,153	2,511,461
経常利益（千円）	29,325	64,743	15,857	37,432
当期純利益（千円）	12,448	42,122	2,398	14,377
1株当たり当期純利益（円）	10.96	37.08	2.07	12.27
総資産（千円）	1,137,809	1,282,279	1,239,860	1,345,203
純資産（千円）	458,109	500,451	508,275	522,999
1株当たり純資産額（円）	403.35	440.32	433.91	446.48

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第31期事業年度の期首から適用しており、第31期事業年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
合同会社日本プリザーブドフラワー協会	3,000千円	100.00%	フラワービジネス支援事業
パーフェクトフラワーボンド合同会社	2,000千円	100.00%	フラワービジネス支援事業

(11) 主要な事業内容（2024年10月31日現在）

事業区分	事業の内容
フラワービジネス支援事業	生花店への販売 法人へのフラワービジネス参入支援事業
ナーセリー支援事業	農家への胡蝶蘭苗の販売 提携生産農園の経営支援
フューネラル事業	葬祭用切花の販売

(12) 主要な事業所（2024年10月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本店	東京都江東区福住一丁目８番８号
Head Office	東京都江東区富岡二丁目９番11号　Tokyo Monnaka Village　7階
大阪支店	大阪府大阪市福島区吉野五丁目11番31号
名古屋営業所	愛知県名古屋市中川区西日置二丁目６番５号
福岡営業所	福岡県福岡市博多区吉塚三丁目31番65号
大阪鶴見仲卸事業所	大阪府大阪市鶴見区茨田大宮二丁目７番70号

② 子会社

名称	所在地
合同会社日本プリザーブドフラワー協会	東京都江東区福住一丁目８番８号
パーフェクトフラワーボンド合同会社	東京都江東区福住一丁目８番８号

(13) 使用人の状況（2024年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
89名	２名増

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（50名）は含んでおりません。
２．当社グループの事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
89名	２名増	35歳11ヶ月	５年１ヶ月

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（49名）は含んでおりません。
２．当社事業のセグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(14) 主要な借入先の状況（2024年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	120,830千円
株式会社きらぼし銀行	85,503千円
株式会社阿波銀行	81,686千円
株式会社商工組合中央金庫	75,665千円
株式会社日本政策金融公庫	70,880千円

２．会社の株式に関する事項（2024年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　3,200,000株

(2) 発行済株式総数　1,171,358株（自己株式242株を除く）

(3) 株主数　2,041名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
田中　豊	706,000株	60.27%
根本　和典	94,000株	8.02%
花キューピット株式会社	48,000株	4.10%
芝田　新一郎	33,000株	2.82%
堀　威夫	13,000株	1.11%
川本　昌寛	9,000株	0.77%
佐藤　顕勝	7,500株	0.64%
山村　浩二	5,000株	0.43%
学校法人国際総合学園	5,000株	0.43%
山口　洋	4,700株	0.40%

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要（2024年10月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役（2024年10月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田　中　　豊	合同会社日本プリザーブドフラワー協会 職務執行者
専務取締役	根　本　和　典	事業本部長
常務取締役	芝　田　新一郎	—
常務取締役	村　田　則　夫	営業本部長
取締役	伊　藤　正　之	事業本部副本部長
取締役	山　村　浩　二	フラワーサプライ事業本部長
取締役	小　松　隆　一	—
取締役	佐　久　間　博	—
常勤監査役	岡　野　良　彦	—
監査役	横　田　　孝	—
監査役	長　岡　　徹	—

（注）1. 取締役のうち、小松隆一氏及び佐久間博氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役３名全員は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役のうち、岡野良彦氏は、長年に亘り金融機関に勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役小松隆一氏及び佐久間博氏、常勤監査役岡野良彦氏、監査役横田孝氏及び監査役長岡徹氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の総額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	8 （2）	56,775 (1,200)
監査役 （うち社外監査役）	3 （3）	4,440 (4,440)
合計 （うち社外役員）	11 （5）	61,215 (5,640)

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額は、2018年１月30日開催の株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分5,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名です。
3. 監査役の報酬等の総額は、2008年１月25日開催の株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。
4. 取締役及び監査役の報酬は固定報酬のみにより構成されており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は導入しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	小 松 隆 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見から主に経営に対する様々な助言や意見を発しております。取締役会においては、取締役の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	佐 久 間 博	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席しております。企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見から主に経営に対する様々な助言や意見を発しております。取締役会においては、取締役の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	岡 野 良 彦	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席しております。取締役会においては長年の金融機関での勤務経験で培われた経験や見地を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。また、監査役会においては、必要に応じて出席した会議の内容や各部門事業所等の状況などを報告し、各監査役との連携を中心的に行っております。
社外監査役	横 田 孝	当事業年度開催の取締役会13回のうち10回、監査役会13回のうち13回に出席しております。取締役会では企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。また、監査役会においては、豊富な経験で培った高い見識に基づいて、適宜発言を行っております。
社外監査役	長 岡 徹	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席しております。取締役会においては、長年の証券会社等での勤務経験で培われた経験や見地を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。また、監査役会においては、豊富な経験で培った高い見識に基づいて、適宜発言を行っております。

５．会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称

丸の内監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の過去の監査実績、監査計画、監査報酬見積額の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の監査業務の品質、継続監査年数のほか、会社都合等を勘案し、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。なお、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や監査品質を確保する監査体制及び監査活動の適切性や妥当性を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合は、監査役会は会計監査人不再任の議案な内容を決定いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業人として社会倫理に適合した良識ある行動をとるようにコンプライアンス規程を定め、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の役員及び使用人に周知徹底を図り、健全な企業風土の維持発展に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社子会社は、取締役及び業務執行者の職務の執行に係る情報の保存及び管理については文書管理規程で定め、保存年限内の文書に関しては必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会において経営の重要案件を議論し、事業リスクの低減を図ります。また、当社及び当社子会社は、リスク管理規定その他社内規程の整備、遵守を推進し、様々なリスクに備えます。また、危機的事態が顕在した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対応を検討します。

④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月１回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催することにより重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行います。また、業務分掌規程、職務権限規程等に業務執行の手続きを明確に定め、部門長との連携を強化することにより、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。当社子会社においては、当社代表取締役も出席する月１回の定例会議により、子会社の役員等の職務の執行に係る事項の報告を受け、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、また、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ監査役を補助すべき使用人を指名します。当該使用人は、監査役会の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、人事

評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとします。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社子会社のすべての取締役等及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとし、当社に重大な損失を及ぼすような影響のある事実を発見した場合には、法令及び関連規程に従い監査役への報告を遅滞なく行うよう、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人に対して周知徹底します。

また、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

⑦　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還、その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務を、監査役の請求に基づき速やかに処理するものとします。

⑧　その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会規程、監査役監査基準に則して行動するとともに、会計監査人と緊密に連携を保ち、合理的な監査に努めることで監査役の監査が実効的に行われることを確保するものとします。また、必要な場合には専門家との意思疎通を図るなどの対応を行うこととします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は計13回開催しており、社外監査役を含む監査役も出席し、経営への監視を行っております。

②　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は計13回開催し、監査に関する重要な事項につき、協議・決議を行っております。また、稟議書等の重要書類を適時閲覧したり、提携する胡蝶蘭生産農園の往査等により、監査の実効性を確保しております。

③　コンプライアンス

従業員に対し、社内研修を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの遵守に努めました。

④　内部監査体制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、業務の適正な執行の確認を行いました。

⑤　反社会的勢力の排除に対する取組み状況

新規取引先並びに新規採用者に対しては、管理本部が反社会的勢力との該当性を判断し、既存取引先に対しては、原則として年に１度、「反社会的勢力調査」を行っております。また、警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,168,058	流動負債	480,531
現金及び預金	692,065	買掛金	109,245
受取手形及び売掛金	308,625	1年内返済予定の長期借入金	227,093
商品及び製品	35,794	リース債務	768
仕掛品	110,252	未払金	53,035
原材料及び貯蔵品	307	未払費用	20,399
前払費用	20,445	未払法人税等	22,255
その他	5,988	未払消費税等	13,410
貸倒引当金	△5,421	契約負債	69
固定資産	185,444	賞与引当金	23,757
有形固定資産	15,641	株主優待引当金	4,026
建物及び構築物	6,838	その他	6,470
土地	2,590	固定負債	351,271
リース資産	695	長期借入金	345,029
その他	5,516	その他	6,242
無形固定資産	47,915	負債合計	831,803
ソフトウエア	19,760	(純資産の部)	
のれん	13,096	株主資本	519,956
その他	15,058	資本金	143,012
投資その他の資産	121,887	資本剰余金	94,997
投資有価証券	16,264	利益剰余金	282,411
敷金及び保証金	37,395	自己株式	△465
保険積立金	45,867	その他の包括利益累計額	1,742
破産更生債権等	23,519	その他有価証券評価差額金	1,742
繰延税金資産	11,826		
その他	10,533		
貸倒引当金	△23,519	純資産合計	521,698
資産合計	1,353,502	負債・純資産合計	1,353,502

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自2023年11月１日
至2024年10月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		2,516,799
売上原価		1,449,459
売上総利益		1,067,340
販売費及び一般管理費		1,028,449
営業利益		38,891
営業外収益		
受取利息	353	
受取配当金	93	
受取保険金	977	
保険解約益	1,611	
その他	1,750	4,785
営業外費用		
支払利息	4,870	
為替差損	771	
障害者雇用納付金	1,200	
その他	173	7,016
経常利益		36,660
特別損失		
固定資産売却損	423	
固定資産除却損	491	
事務所移転費用	1,235	
その他	55	2,205
税金等調整前当期純利益		34,454
法人税、住民税及び事業税	24,090	
法人税等調整額	△3,708	20,381
当期純利益		14,072
親会社株主に帰属する当期純利益		14,072

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自2023年11月１日
至2024年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	143,012	94,997	268,338	△465	505,883
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			14,072		14,072
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	14,072	―	14,072
当期末残高	143,012	94,997	282,411	△465	519,956

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,396	1,396	507,279
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			14,072
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	346	346	346
連結会計年度中の変動額合計	346	346	14,419
当期末残高	1,742	1,742	521,698

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

２社

連結子会社の名称

合同会社日本プリザーブドフラワー協会

パーフェクトフラワーボンド合同会社

(2)主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

Ｐｌａｎｔ　Ｈｕｎｔ合同会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関係会社数

該当事項はありません。

(2)持分法を適用しない非連結子会社の名称等

主要な会社等の名称

（非連結子会社）

Ｐｌａｎｔ　Ｈｕｎｔ合同会社

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の合同会社日本プリザーブドフラワー協会の決算日は５月31日であり、連結決算日と異なっております。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、パーフェクトフラワーボンド合同会社の決算日は、連結決算

日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

a 商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b 仕掛品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

c 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　３～29年

その他　２～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間

（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に伴い、翌連結会計年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

フラワービジネス支援事業、ナーセリー支援事業並びにフューネラル事業において、顧客に商品を引き渡すことで履行義務が充足されることから、引渡時点で収益認識を行っております。

当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

10年間で均等償却しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱いの適用）

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第43号 2022年８月26日企業会計基準委員会）を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

（繰延税金資産の回収の可能性）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 11,826千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年２月16日）に定める企業の分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上に当たっては、事業計画に基づく将来の課税所得の見積りを行っております。

将来の課税所得の見積りは、売上高が重要な仮定となります。

予想売上金額は、当連結会計年度の売上金額を基に算出しております。

上記仮定に変更が生じ、課税所得が減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額 32,014千円

（連結損益計算書に関する注記）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結注記表（収益認識に関する注記）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりです。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式の総数				
普通株式(株)	1,171,600	－	－	1,171,600
合計(株)	1,171,600	－	－	1,171,600
自己株式の数				
普通株式(株)	242	－	－	242
合計(株)	242	－	－	242

２．当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、流動性及び安全性を重視し、短期的な預金等を中心としており、資金調達については、主に金融機関からの借入によっております。また、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客である取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、債権保証サービスを利用するなど、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。リース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。当社グループでは、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用していないため、借入金のうち変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。当該リスクについては、財務経理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に実行できなくなるリスク）については、当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰り状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約を締結するなどして、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	4,573	4,573	－
破産更生債権等	23,519		
貸倒引当金（※1）	△23,519		
差引	－	－	－
資産計	4,573	4,573	－
長期借入金（※２）	572,122	571,963	△158
リース債務（※３）	768	825	57
負債計	572,890	572,788	△101

（※１） 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
（※２） １年内返済予定の長期借入金を含めております。
（※３） １年内返済予定のリース債務を含めております。

（注１）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	10,691
関係会社出資金	1,000

市場価格のない株式等は、上表の投資有価証券には含めておりません。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	692,065	－	－	－
受取手形及び売掛金	308,625	－	－	－
合計	1,000,690	－	－	－

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

（注３）長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	227,093	145,068	98,931	49,269	36,731	15,030
リース債務	768	－	－	－	－	－
合計	227,861	144,068	98,931	49,269	36,731	15,030

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	510	－	－	510
投資信託	－	4,063	－	4,063
合計	510	4,063	－	4,573

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
破産更生債権等	－	－	－	－
資産計	－	－	－	－
長期借入金	－	571,963	－	571,963
リース債務	－	825	－	825
負債計	－	572,788	－	572,788

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。投資信託は、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しており、レベル２の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としており、レベル３の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは報告セグメントが単一セグメントであり、主要な事業の種類別に分解した収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自　2023年11月１日 至　2024年10月31日)
フラワービジネス支援事業	1,673,672
ナーセリー支援事業	572,395
フューネラル事業	270,731
顧客との契約から生じる収益	2,516,799
外部顧客への売上高	2,516,799

２．収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)」の「４．会計方針に関する事項（４）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高および期末残高は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自　2023年11月１日 至　2024年10月31日）
期首残高	42
期末残高	69

契約負債は主に、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれている金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　445円38銭

２．１株当たり当期純利益　12円1銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（2024年10月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,137,365**	**流動負債**	**475,382**
現金及び預金	661,613	買掛金	109,245
売掛金	308,625	１年内返済予定の長期借入金	225,428
商品及び製品	35,794	リース債務	768
仕掛品	110,252	契約負債	69
原材料及び貯蔵品	307	未払金	52,315
前払費用	20,345	未払費用	20,385
その他	5,848	未払法人税等	21,479
貸倒引当金	△5,421	未払消費税等	13,232
固定資産	**207,837**	預り金	2,764
有形固定資産	**15,641**	賞与引当金	23,757
建物	6,838	株主優待引当金	4,026
土地	2,590	その他	1,908
リース資産	695	**固定負債**	**346,821**
車両運搬具	0	長期借入金	340,579
工具器具及び備品	5,516	その他	6,242
無形固定資産	**34,319**	**負債合計**	**822,203**
ソフトウエア	19,260	（純資産の部）	
その他	15,058	**株主資本**	**521,256**
投資その他の資産	**157,877**	**資本金**	**143,012**
投資有価証券	15,264	**資本剰余金**	**93,125**
関係会社出資金	37,000	資本準備金	48,337
出資金	73	その他資本剰余金	44,787
長期前払費用	4,850	**利益剰余金**	**285,583**
保険積立金	45,867	その他利益剰余金	285,583
破産更生債権等	23,519	繰越利益剰余金	285,583
繰延税金資産	11,826	**自己株式**	**△465**
その他	42,995	**評価・換算差額等**	**1,742**
貸倒引当金	△23,519	**その他有価証券評価差額金**	**1,742**
		純資産合計	**522,999**
資産合計	**1,345,203**	**負債・純資産合計**	**1,345,203**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自2023年11月１日
至2024年10月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		2,511,461
売　上　原　価		1,449,459
売　上　総　利　益		1,062,002
販売費及び一般管理費		1,022,267
営　業　利　益		39,735
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	442	
受　取　保　険　金	977	
保　険　解　約　益	1,611	
そ　の　他	1,514	4,546
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	4,703	
為　替　差　損	771	
障害者雇用納付金	1,200	
そ　の　他	173	6,848
経　常　利　益		37,432
特　別　損　失		
固定資産売却損	423	
固定資産除却損	491	
事務所移転費用	1,235	
関係会社出資金評価損	1,999	
そ　の　他	55	4,205
税引前当期純利益		33,226
法人税、住民税及び事業税	22,558	
法　人　税　等　調　整　額	△3,708	18,849
当　期　純　利　益		14,377

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自2023年11月１日
至2024年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	143,012	48,337	44,787	93,125	271,206	271,206	△465	506,878
事業年度中の変動額								
当期純利益					14,377	14,377		14,377
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	14,377	14,377	－	14,377
当期末残高	143,012	48,337	44,787	93,125	285,583	285,583	△465	521,256

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,396	1,396	508,275
事業年度中の変動額			
当期純利益			14,377
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	346	346	346
事業年度中の変動額合計	346	346	14,724
当期末残高	1,742	1,742	522,999

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法で処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 仕掛品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に伴い、翌事業年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

フラワービジネス支援事業、ナーセリー支援事業並びにフューネラル事業において、顧客に商品を引き渡すことで履行義務が充足されることから、引渡時点で収益認識を行っております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号 2022年８月26日企業会計基準委員会)を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収の可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 11,826千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号　2018年２月16日)に定める企業の分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上に当たっては、事業計画に基づく将来の課税所得の見積りを行っております。

将来の課税所得の見積りは、売上高が重要な仮定となります。

予想売上金額は、当事業年度の売上金額を基に算出しております。

上記仮定に変更が生じ、課税所得が減少した場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

１．有形固定資産の減価償却累計額　32,014千円

２．関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権　641千円

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	242	―	―	242

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	468 千円
貸倒引当金	8,864 千円
賞与引当金	7,276 千円
株主優待引当金	1,233 千円
減価償却費超過額	831 千円
投資有価証券評価損	1,142 千円
資産除去債務	3,345 千円
その他	5,679 千円
繰延税金資産小計	28,841 千円
評価性引当額	△13,091 千円
繰延税金資産計	15,749 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△769 千円
その他	△3,154 千円
繰延税金負債計	△3,923 千円
繰延税金資産の純額	11,826 千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械及び装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(１株当たり情報に関する注記)

１．１株当たり純資産額	446円48銭
２．１株当たり当期純利益	12円27銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年12月24日

アートグリーン株式会社
　取締役会　御中

丸の内監査法人
東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士　須永真樹
指定社員 業務執行社員	公認会計士　金光良昭

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アートグリーン株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アートグリーン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年12月24日

アートグリーン株式会社
　取締役会　御中

丸の内監査法人
東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	須永真樹
指定社員 業務執行社員	公認会計士	金光良昭

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アートグリーン株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年11月１日から2024年10月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査業務分担部門である管理本部その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の代表者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人丸の内監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人丸の内監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月26日

アートグリーン株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　岡　野　良　彦　㊞

監　査　役（社外監査役）　横　田　　孝　㊞

監　査　役（社外監査役）　長　岡　　徹　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	再任 田中（たなか）　豊（ゆたか） （1966年１月21日生）	1988年４月 1991年12月 2019年10月	STT株式会社（現PGMホールディングス株式会社）入社 当社設立　代表取締役社長（現任） 合同会社日本プリザーブドフラワー協会職務執行者（現任）	706,000株
		【取締役候補者とした理由】 田中豊氏は、当社を設立して以来、代表取締役として事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、今後も当社の事業拡大、意思決定や経営監督に関する適切な役割を期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	再任 根本（ねもと）　和典（かずのり） （1965年３月19日生）	1988年４月 1992年４月 2015年４月	STT株式会社（現PGMホールディングス株式会社）入社 当社入社　専務取締役（現任） 当社事業本部長（現任）	94,000株
		【取締役候補者とした理由】 根本和典氏は、当社の創業期より、専務取締役として事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、今後も当社の事業拡大に対する適切な役割を期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	再任 芝田（しばた）　新一郎（しんいちろう） （1964年７月８日生）	1990年４月 1995年４月 2007年４月 2012年６月 2015年４月 2022年11月	学校法人早稲田大学勤務 株式会社ボルケ入社 当社入社 当社取締役 当社管理部長 当社常務取締役（現任）	33,000株
		【取締役候補者とした理由】 芝田新一郎氏は、入社以来、管理部門において主導的な役割を果たすとともに、当社のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスにも尽力してまいりました。それらの経験を取締役会において活かすことにより、取締役会の経営監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
4	再任 村田則夫（むらた のりお） （1951年１月２日生）	1969年４月 2004年４月 2005年７月 2013年７月 2016年２月 2017年６月 2018年１月 2024年２月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入社 泉友株式会社出向 同社転籍 建匠株式会社顧問 当社入社 当社執行役員営業本部長 当社取締役営業本部長 当社常務取締役営業本部長（現任）	－株
		【取締役候補者とした理由】 村田則夫氏は、金融機関において支店長等を歴任し、その豊富な経験と実績を活かして、入社以来、当社の事業拡大に貢献してまいりました。そのため、当社の事業拡大及び重要な職務執行の決定に対する適切な役割を期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	再任 伊藤正之（いとう まさゆき） （1966年９月27日生）	1990年４月 1994年10月 2005年10月 2015年４月	合資会社オーキッドバレー入社 当社入社 当社取締役（現任） 当社事業本部副本部長（現任）	4,000株
		【取締役候補者とした理由】 伊藤正之氏は、入社以来、提携農園への生産指導や新規事業に尽力し、事業拡大に貢献してまいりました。今後もそれらの経験を活かし、当社の事業拡大に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
6	再任 山村浩二（やまむら こうじ） （1964年９月13日生）	1989年４月 2005年９月 2013年６月 2017年２月 2023年３月 2024年１月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 株式会社日貿入社 株式会社アイ・インベストメント入社 株式会社ザオバ入社 当社入社営業部長 当社取締役フラワーサプライ事業本部長（現任）	5,000株
		【取締役候補者とした理由】 山村浩二氏は、入社以来、法人営業や既存業務改善や新規事業立案などのプロジェクトマネジメントで事業拡大に貢献してまいりました。今後も事業拡大に関する適切な役割を期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
7	再任 小松 隆一 （こまつ りゅういち） （1942年12月９日生）	1995年６月 1998年６月 1999年６月 2002年４月 2003年４月 2006年５月 2010年８月 2016年１月	ユニバーサル証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 UFJつばさ不動産株式会社（現MUSビジネスサービス株式会社）代表取締役 UFJつばさビジネスサービス株式会社（現MUSビジネスサービス株式会社）代表取締役 株式会社セールスアウトソーシング代表取締役 同社相談役 当社社外取締役（現任）	100株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小松隆一氏は、これまでの企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合には、当社の経営に対し、客観的・中立的な立場での意見・助言をいただくことで積極的な関与を期待しております。		
8	再任 佐久間 博 （さくま ひろし） （1945年４月29日生）	1968年４月 1991年10月 1994年６月 1998年６月 2009年６月 2017年９月 2022年１月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 同行青山支店長 同行取締役銀座支店長 同行常任監査役 住石ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社アクロディア（現THE WHY HOW DO COMPANY株式会社社外取締役（現任） 当社社外取締役（現任）	―株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐久間博氏は、複数の上場会社の経営に携わった長年の豊富な経験と業務執行に関する多角的な見地を有していることから、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合には、自らの豊富な経験と高い見識等に基づき、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言や意見を期待しております。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者田中豊氏は、当社の親会社等に該当します。
３．小松隆一氏及び佐久間博氏は、社外取締役候補者であります。
４．当社は、小松隆一氏及び佐久博氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決され、両氏が就任した場合には、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、小松隆一氏及び佐久間博氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が就任した場合、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
６．小松隆一氏及び佐久間博氏は当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ９年及び３年となります。

第２号議案　監査役１名選任の件

岡野良彦氏は、本定時株主総会の終結をもって任期満了となりますので、改めて監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
再任 おかの　よしひこ 岡野　良彦 （1955年11月３日生）	1979年４月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入社	―株
	2000年10月	泉友株式会社出向　企画部長	
	2006年11月	株式会社三井銀行退職	
	2006年12月	泉友株式会社入社	
	2007年６月	泉友株式会社取締役	
	2018年６月	泉友株式会社退職	
	2018年９月	三井住友ファイナンス＆リース株式会社入社	
	2019年８月	三井住友ファイナンス＆リース株式会社退職	
	2021年１月	当社常勤監査役（現任）	
	【社外監査役候補者とした理由】 岡野良彦氏は、永きに亘り金融機関に在籍し、財務・会計に関する幅広い知見を当社の監査体制に活かしていただきたいため、引き続き社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．岡野良彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．岡野良彦氏は、社外監査役候補者であります。

３．当社は、岡野良彦氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決され、同氏が就任した場合には、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

４．岡野良彦氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が就任した場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

５．岡野良彦氏は、当社の社外監査役であり、その就任からの年数は、本総会終結の時をもって、４年であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：江東区文化センター　大研修室

東京都江東区東陽四丁目11番３号

受付開始は午前９時30分を予定しております。

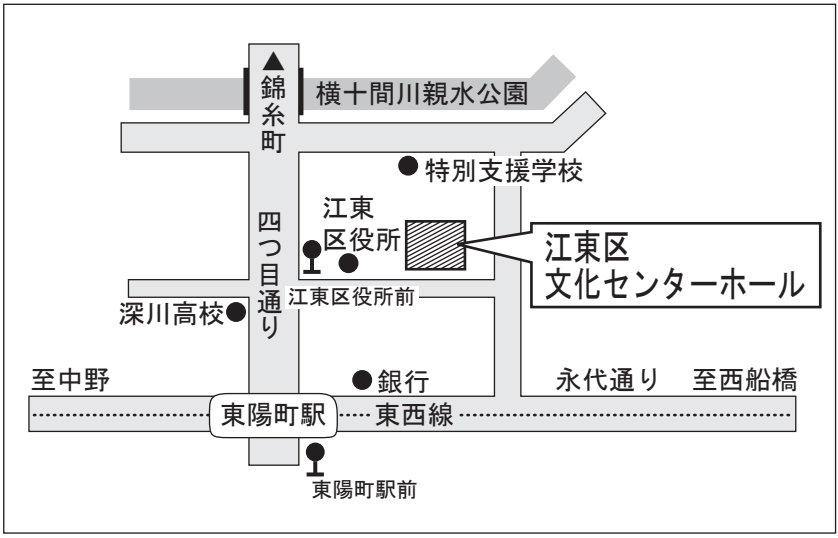

（交通アクセス）

東京メトロ東西線　東陽町駅　１番出口（徒歩約５分）

（注）駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。